

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 6 月 15 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700003 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1700047 号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成17年12月15日は24万5,000円、平成18年12月15日は22万3,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月15日及び平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年12月  
② 平成18年12月

請求期間①及び②において、A社から賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された当該期間に係る「給与支給明細書(2005年12月分賞与)」(写)により、請求者は、当該期間において、A社から24万5,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、請求期間①の賞与支給日については、金融機関から提出された請求者の当該期間に係る「預金取引明細表」(写)から、平成17年12月15日とすることが妥当である。

請求期間②について、金融機関から提出された請求者の当該期間に係る「預金取引明細表」(写)及び複数の同僚から提出された当該期間に係る「給与支給明細書(2006年12月分賞与)」(写)から判断すると、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間②の賞与支給日については、金融機関から提出された請求者の当該期間に係

る「預金取引明細表」(写)から、平成18年12月15日とすることが妥当である。

また、請求期間②の標準賞与額については、上記の「預金取引明細表」(写)及び「給与支給明細書(2006年12月分賞与)」(写)により推認できる厚生年金保険料控除額から、22万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月15日及び平成18年12月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1700004号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1700048号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成15年4月11日の標準賞与額を9,000円に訂正することが必要である。

平成15年4月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年4月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和48年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年4月11日

A社において、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

請求期間の賞与支給額が分かる資料と賞与振込額が分かる預金通帳の写しを提出するので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された平成14年度賞与に係る「個人別勤務集計表」(写)及び預金通帳(写)、B社の回答並びに複数の同僚から提出された「平成15年春季賞与明細書」(写)から、請求者は、請求期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上記の預金通帳(写)及び「平成15年春季賞与明細書」(写)により推認できる厚生年金保険料控除額から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、平成15年4月11日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。